

大雨による被災者の方へのお知らせ

令和4年8月3日から大雨により、組合員又は被扶養者が、組合員証又は組合員被扶養者証を紛失、著しい損傷又は家屋に残したまま避難していることにより、医療機関に提示できないなどの場合、特例措置が講じられました。

◆組合員証がない場合における医療機関での受診について

・組合員証等の再交付が間に合わない場合であっても、医療機関の窓口において

- ①受診される方の氏名
- ②生年月日
- ③組合員の勤務先

を申し出ることにより、保険診療が受けられます。

◆組合員証等を紛失した場合の再交付について

- ・「組合員証等再交付申請書」により、所属所の共済事務担当者を通じて申請を行ってください。
- ・所属所を経由しての申請が困難な場合は、直接、当共済組合へ申請を行ってください。